鈴鹿市クーリングシェルター募集要領

（趣旨）

１　熱中症による人の健康に係る被害の発生防止などを目的として、気候変動適応法が改正され、指定暑熱避難施設（以下、クーリングシェルターという。）を市町村長が指定できることとなりました。

　つきましては、市内の広い範囲にクーリングシェルターを設置するため、御協力いただける民間施設を募集します。

（クーリングシェルターの実施事項）

２　クーリングシェルターに指定された施設は、主に次の内容を実施します。

1. 各施設の出入口など、見やすい場所へ市指定のクーリングシェルターである旨を表示したマークの表示
2. 休息用の椅子などの設置
3. 冷房設備の適切な管理

（応募資格）

３　応募資格は、市内に所在する施設で、三重県に熱中症特別警戒情報が発表された際に、次の条件を満たすことができる施設とします。

1. 適切に管理された冷房設備を有する施設
2. 休息できる椅子などを設置した施設

（施設運用期間）

４　クーリングシェルターの運用期間は、熱中症特別警戒情報発表時とします。

　なお、運用することができる日及び時間などは、各施設の実情に応じます。

（応募方法）

５　別紙応募用紙に必要事項を記載の上、持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法によって、鈴鹿市環境政策課に提出してください。

（提出後の流れ）

６　応募用紙提出後の流れは、次のとおりとなります。

なお、応募用紙を提出した時点で、市からのクーリングシェルターの指定に同意したものとみなします。

1. 鈴鹿市環境政策課にて受理
2. 応募内容を確認し、クーリングシェルターとしての指定を決定
3. 施設管理者と鈴鹿市との間で協定書の締結
4. 施設が市指定のクーリングシェルターである旨を表示したマークの配布
5. クーリングシェルター一覧として、市ウェブサイトなどで施設などの「名称」「所在地」「開放可能日等」及び「開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数」を公表

（物資の配布、情報の提供）

７　市は、クーリングシェルターに指定した施設に次の物資の配布、情報の提供を行います。

1. 施設が市指定のクーリングシェルターである旨を表示したマークの配布
2. 熱中症特別警戒情報の発表時における情報提供

（その他）

８　公序良俗に反する、取組の趣旨に適さないなど、市が不適切と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されない場合があります。

応募・問合先

〒５１３－８７０１

鈴鹿市神戸一丁目１８番１８号

鈴鹿市　環境部　環境政策課

TEL　０５９－３８２－７９５４

FAX　０５９－３８２－２２１４

E-mail　kankyoseisaku@city.suzuka.lg.jp